

令和5年7月11日

豚肉等に係る特別緊急関税の令和5年度における輸入基準数量等

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定がブルネイについて効力を生ずることに伴い、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の6第1項の規定に基づき、令和5年7月12日以降の令和5年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

輸入基準数量	977,651 トン
協定対象外輸入基準数量	22,212 トン

【備考】

- ・ 協定対象外輸入基準数量は、全世界からの輸入数量から、譲許適用物品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量を基に算出。
- ※輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、「豚肉等に係る特別緊急関税の令和5年度における輸入基準数量等」（令和5年3月31日公表）から変更なし。